

第一フロンティア生命／第一生命のご案内



第一フロンティア生命は第一生命グループの生命保険会社です
第一フロンティア生命は、銀行・証券会社・信用金庫などの募集代理店を通じて、主として長期の資産形成をサポートする保険商品を提供する生命保険会社です。第一フロンティア生命では、販売商品の特性に合わせて専門性を高め、質の高い商品とサービスをお客さまにご提供し続けることを目指しています。



第一生命について

第一生命は、明治35年(1902年)に設立以来、100年を超える歴史のなかで、一貫して経営理念である「ご契約者第一主義」の実現を目指してきました。「社会からの高い信頼を確保し、その発展に貢献する」「お客さまの最大の満足を実現するために、商品、サービス、会社の体制を最高水準に維持する」基本思想を堅持し、生涯設計に基づくお客さまの一生のパートナーであることを追求しています。

アフターサービスについて ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。



ご照会などにつきましては、お電話で承ります。
第一フロンティア生命お客さまサービスセンター

ハッピーになろう ダイナミックライフ

0120-876-126

営業時間：月曜日～金曜日（祝祭日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00

サービス内容

- ①基準価額のご照会 ③給付金などの請求のお手続き
- ②ご契約内容の変更のお手続き ④ご契約内容についての質問・お問合わせ



基準価額は電話だけでなく、第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。掲載データは毎日更新されますので、最新の運用情報をご確認いただけます。

第一フロンティア生命ホームページ URL <http://www.d-frontier-life.co.jp/>



ご契約内容・特別勘定の運用状況などについて下記の書類をご郵送します。

- 「ご契約状況のお知らせ」(年4回) ※3月末、6月末、9月末、12月末の積立金額などのご契約状況を翌月下旬にご郵送します。
- 「決算のお知らせ」(年1回) ※毎年7月下旬にご郵送します。
- 「最低受取保証額ステップアップのお知らせ」 ※ステップアップ保証率が変わった場合にご郵送します。

ご検討、お申込みに際しては、「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」などを必ずご覧ください。

「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについてご説明しています。必ずあわせてご一読のうえ、大切に保管してください。

この保険商品のご購入に際しては、必ず変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからの申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者(生命保険募集人)の身分・権限などに関しまして確認をご要望の場合には照会先[第一フロンティア生命03-6863-6211(大代表)]までご連絡ください。

その他ご注意いただきたい事項について

- 生命保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)には、第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、保護機構により保険契約者などの保護の措置が図られることになります。この措置が図られたとしても、ご契約時に約束した基本保険金額、年金額、給付金額などの削減など、契約条件が変更されることがあります。(保護機構については、「ご契約のしおり」をご参照ください。)詳細については、生命保険契約者保護機構[TEL 03-3286-2820・ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>]までお問い合わせください。
- 募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。
- お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお申込書にご記入・ご捺印ください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。
- 法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。

[募集代理店]

みずほ証券株式会社

[引受保険会社]



第一フロンティア生命保険株式会社

〒104-6015 東京都中央区晴海1-8-10

晴海トリトンスクエア X棟15階

電話(03)6863-6211(大代表)

お客さまサービスセンター **0120-876-126**

営業時間：月曜日～金曜日(祝祭日、年末・年始などの休日を除く)9:00～17:00
◎第一フロンティア生命ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

©'09年6月版

〔登〕C21F0041(H21.4.27) 商品F0734-01 '09年5月作成 4

[引受保険会社]



第一フロンティア生命
第一生命グループ

[募集代理店]

MIZUHO

みずほ証券

My Step
マイステップ

年金原資運用実績運動保証型変額個人年金保険(09)

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする
個人年金保険(生命保険)です。

楽しみあふれる、未来のために――。

「大切な資産だから、やっぱり減らしたくない」

そんな声にお応えして、みなさまの資産作りのお手伝いをしています。

©'09年6月版

商品パンフレット

しくみと特徴

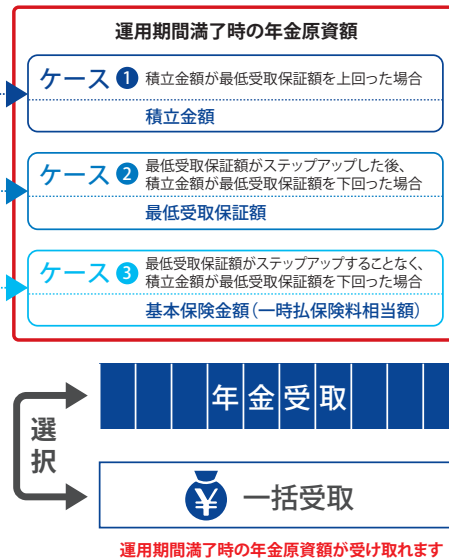
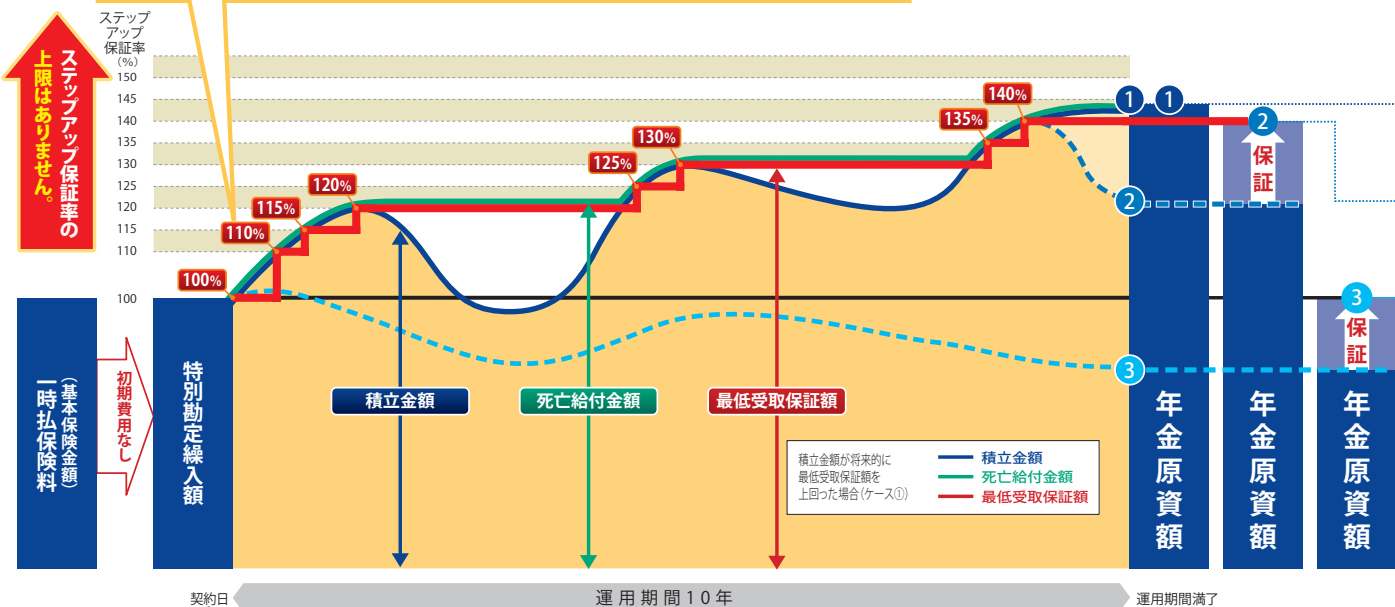
運用期間10年の場合。10年を超える運用期間をご検討の方は、あわせてP8をご覧ください。

運用実績に応じて、
最低受取保証額が
110%から5%ごとに
ステップアップします。

契約日以後
毎日判定

何度でも・
上限値なし

その都度
郵送で
お知らせ



契約日 運用期間10年 運用期間満了

「第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「承諾日」のいずれか遅い日未、一時払保険料を特別勘定に繰り入れます。
*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の最低受取保証額、死亡給付金額および積立金額などを保証するものではありません。

特徴1

**初期費用の負担がなく、
世界の7資産に分散投資します。**

特別勘定は、新興国の株式・債券なども含め世界中の幅広い収益機会を捉えつつ分散投資の効果も高め、長期的な資産の成長を目指します。

特徴2

**年金原資額と死亡給付金額には
100%の最低保証があります。**

年金原資額 死亡給付金額

基本保険金額（一時払保険料相当額）の100%が最低保証されます。

特徴3

**最低保証はステップアップし、
一度上がったら下がりにません。**

基本保険金額に対する積立金額の割合が一定率に到達すると、最低受取保証額がステップアップします。ステップアップ保証率は毎日判定されます。

特徴4

**ステップアップ保証率は
5%ごとに判定し、上限がありません。**

ステップアップ保証率は110%から5%ごとに判定し、しかも上限がありません。運用実績によっては、何度でもステップアップする可能性があります。

ご注意ください

ご負担いただく主な費用 → P11

運用期間中は、保険契約関係費（特別勘定の資産総額に対して年率2.98%）、および資産運用関係費（信託報酬は、投資対象となる投資信託の資産総額に対して年率0.1995%程度）をご負担いただきます。年金支払開始日以後は、保険契約関係費（年金管理費）（受取年金額に対して1.0%）をご負担いただきます。また、契約日から10年未満に解約・減額する場合は経過年数に応じた解約控除がかかります。

主な投資リスクについて → P3・13

この保険は、国内外の株式・債券などで運用して実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額減につながるため、株価や債券価格の下落、為などにより、積立金額、解約返還金額は一時払保険額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

おり、運用などの増替の変動保険料相当ります。

その他ご留意いただきたい事項について

- 運用期間中に解約・減額された場合の解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払保険料相当額を下回る場合があります。（運用期間中年金支払移行特約により年金移行する場合においても、年金原資額となるのは解約返還金額であるため同様です。）
- 年金原資額が保証されるのは運用期間満了時のみとなります。

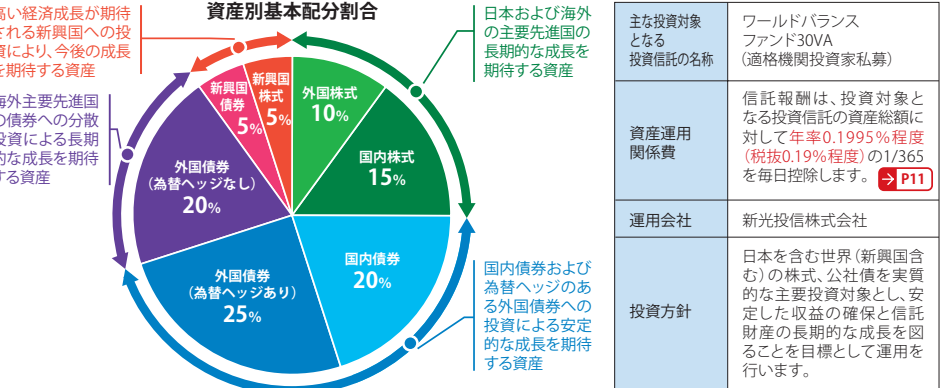
ステップアップしないことがあります

ステップアップ保証率は、運用期間を通じて運用実績が思わしくなかった場合、保険契約締結の際の100%のまま、一度もステップアップしないことがあります。この場合でも、運用期間満了時の年金原資額は、基本保険金額（一時払保険料相当額）を下回ることはありません。

特別勘定「世界バランス型M」

新興国の資産(株式・債券)にも投資し、世界中の幅広い収益機会を捉えつつ分散投資の効果も高め、長期的な資産の成長を目指します。

特別勘定について
特別勘定名称：世界バランス型M



各資産クラスの主要投資対象は以下のとおりです。各資産ごとの運用は、それぞれのベンチマークに連動するまたは動きを概ね捉えることを目的としたパッシブ運用を行います。

資産クラス	ベンチマーク	主要投資対象	運用会社
外国株式	MSCIコクサイ・インデックス(円ベース)	新光外国株式インデックスマザーファンド	新光投信株式会社
国内株式	東証株価指数	ニュートピックスインデックス マザーファンド	
国内債券	NOMURA-BPI総合	新光日本債券インデックスマザーファンド	
外国債券(為替ヘッジあり)	シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジあり・円ベース)	新光外国債券インデックスマザーファンド(為替ヘッジあり)	
外国債券(為替ヘッジなし)	シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)	新光外国債券インデックスマザーファンド	DIAMアセットマネジメント株式会社
新興国債券	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース)	エマージング債券パッシブファンドVA(適格機関投資家専用)	
新興国株式	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円換算ベース)	エマージング株式パッシブファンドVA(適格機関投資家専用)	

ご注意ください 特別勘定とその投資リスクについて

○この保険では、資産運用の実績が、積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの変動(増減)につながるため、他の保険種類の資産とは区分して資産の管理・運用を行います。そのため、特別勘定を設定し、他の資産とは独立した体制と方針に基づき運用します。

○特別勘定での資産運用においては主に投資信託に投資しますので、その投資においては投資リスクを負うことになります。この保険では、資産運用の成果が直接、積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などに反映されることから、資産運用の成果とリスクがともにご契約者に帰属することとなります。主な投資リスクについては、P13をご覧ください。

○特別勘定資産の評価は毎日行い、その成果を積立金額の増減に反映させます。特別勘定資産の評価は、有価証券については時価評価、有価証券以外の資産は原価法とします。なお、為替予約、先物・オプション取引などのデリバティブ取引については、評価差額を損益に計上します。

○特別勘定の詳細につきましては「特別勘定のしおり」をご覧ください。

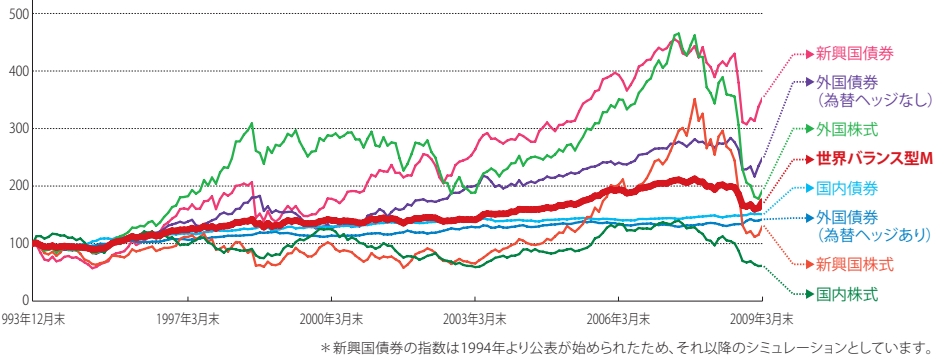
《投資信託の運用会社》	
新光投信株式会社	DIAMアセットマネジメント株式会社
「資産形成のより良いパートナー」をモットーに、経営理念である「魅力ある商品開発」の継続や「優れた運用成果」、「質の高いサービスの提供」の実現に全社を挙げて取り組んでいます。加えて、投資家の皆さまへのディスクロージャーの充実や、コンプライアンス、リスク管理の徹底により、真に信頼される運用会社を目指しています。	DIAMアセットマネジメントは1999年に第一ラيف投信投資顧問、興銀NWアセットマネジメント、日本興業投信の3社が合併して設立された運用会社です。運用力の強化、グローバルな分散投資を図るため、100%出資による子会社をロンドン、ニューヨーク、シンガポールに有しているほか、香港駐在事務所を開設するなど、世界的視野に立った調査・運用体制を実現しています。

長期・分散投資の効果

長期・分散投資による安定的な運用
徹底した分散投資で、長期にわたる安定的な運用収益が期待されます。

参考1 世界バランス型Mと同じ割合での運用シミュレーション(保険契約関係費・資産運用関係費控除前)

下記のグラフは、特別勘定と同一の資産別の基本配分割合に基づき、各参考指数を合成して指数を作成した場合と、各資産に100%投資した場合の値動きを1993年12月末を100として2009年3月末まで適用したと仮定し、第一フロンティア生命でシミュレーションしたものです。



【参考指数】国内株式：東証株価指数(TOPIX、配当込み)、国内債券：NOMURA-BPI総合、外国株式：MSCIコクサイ・インデックス(円ベース、配当込み)、外国債券(為替ヘッジなし)：シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)、外国債券(為替ヘッジあり)：シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)、新興国株式：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み)、新興国債券：JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース)

【データ出所】イボットソン投資分析ソフトウェアとデータベースEnCorr®、JPモルガンデータ、Bloombergデータを使用して第一フロンティア生命が計算。Copyright©2009 Ibbotson Associates, Inc. MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しております。

ご注意ください 参考1は過去においてポートフォリオの各資産が参考指数と同じ運用成果を実現したと仮定した場合を事後的に試算し検証したものであり、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の特別勘定の運用成果を表したものではありません。

パフォーマンスの良い資産は毎年入れ替わります
7種類の資産に投資することにより、分散投資の効果を高めた運用を行います。

参考2 7資産の収益率順位

下記の表は、各資産ごとの年間収益率(各年1月～12月末)を計算し、7資産中での順位を表したものです。

		1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
7資産中の収益率順位	第1位	国内株式	新興国債券	外国債券(為替ヘッジなし)	外国債券(為替ヘッジなし)	新興国株式	新興国株式	新興国株式	新興国株式	新興国株式	外国債券(為替ヘッジあり)
	第2位	新興国株式	外国債券(為替ヘッジなし)	新興国債券	外国債券(為替ヘッジあり)	国内株式	国内株式	国内株式	外国株式	外国債券(為替ヘッジなし)	国内債券
	第3位	新興国債券	外国債券(為替ヘッジあり)	新興国株式	新興国債券	外国株式	外国株式	新興国債券	新興国債券	外国株式	外国債券(為替ヘッジなし)
	第4位	外国株式	国内債券	国内債券	国内債券	新興国債券	新興国債券	外国株式	外国債券(為替ヘッジなし)	国内債券	新興国債券
	第5位	国内債券	外国株式	外国債券(為替ヘッジあり)	新興国株式	外国債券(為替ヘッジなし)	外国債券(為替ヘッジなし)	外国債券(為替ヘッジなし)	国内株式	新興国債券	国内株式
	第6位	外国債券(為替ヘッジあり)	新興国株式	外国株式	国内株式	外国債券(為替ヘッジあり)	外国債券(為替ヘッジあり)	外国債券(為替ヘッジあり)	国内債券	外国債券(為替ヘッジあり)	外国株式
	第7位	外国債券(為替ヘッジなし)	国内株式	国内株式	外国株式	国内債券	国内債券	国内債券	外国債券(為替ヘッジあり)	国内株式	新興国株式

*各参考指数に基づき第一フロンティア生命で計算

過去データによる資産運用シミュレーション

最低受取保証額のステップアップ

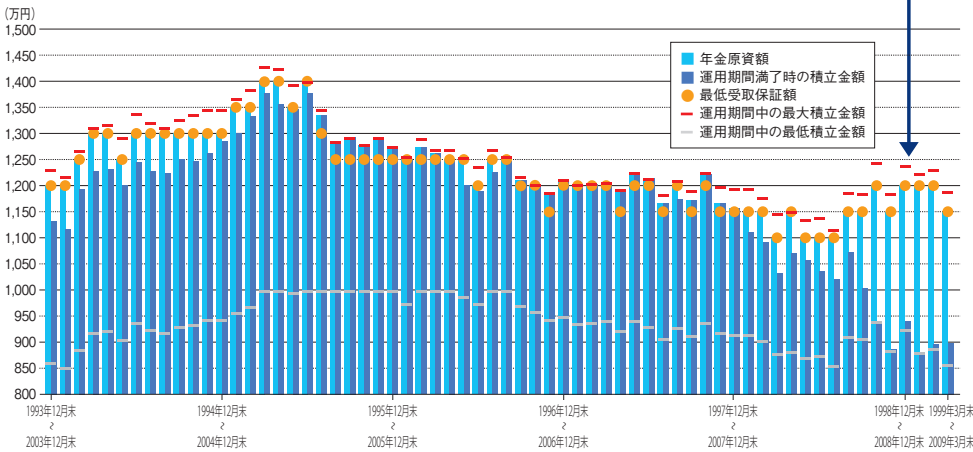
最低受取保証額は基本保険金額（一時払保険料相当額）の100%からスタートし、運用実績によっては、110%から5%ごとに何度でもステップアップする可能性があります。

参考3 運用期間10年での資産運用結果のシミュレーション

（保険契約関係費・資産運用関係費控除後、課税前）

下記のグラフは、分散投資の例として、保険料1,000万円を特別勘定と同一の資産別の基本配分割合により、1993年12月から1999年3月までの各月末に運用開始し、毎月末に基本配分割合に戻した前提で、それぞれ10年間運用したと仮定した場合を第一フロンティア生命でシミュレーションしたものです。（ステップアップ保証率の変更判定を月次で実施したものととしてシミュレーションしています。）

【例えば】
1998年12月末より保険料1,000万円を運用開始します。
運用期間中の最大積立金額（●）は1,239万円、最低積立金額（○）は925万円でした。
10年後の運用期間満了時の積立金額（■）は939万円となりますが、年金原資額（■）は1,200万円となります。
これは、運用期間中に最低受取保証額（●）が1,200万円にステップアップしたからです。



* 新興国債券の指数は1994年より公表が始められたため、それ以降のシミュレーションとしています。



ご注意ください

参考3は過去においてポートフォリオの各資産が参考指数と同じ運用成果を実現したと仮定した場合を事後的に試算し検証したものであり、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の特別勘定の運用成果を表したものではありません、また将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

【参考指数】国内株式：東証株価指数（TOPIX、配当込み）、国内債券：NOMURA-BPI総合、外国株式：MSCIコクサイ・インデックス（円ベース、配当込み）、外国債券（為替ヘッジなし）：シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）、外国債券（為替ヘッジあり）：シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）、新興国株式：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み）、新興国債券：JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）
【データ出所】イボットソン投資分析ソフトウェアとデータベースEnCorr®、JPモルガンデータ、Bloombergデータを使用して第一フロンティア生命が計算。Copyright©2009 Ibbotson Associates, Inc. MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しております。

参考 新興国投資の魅力

高成長が期待される新興国資産への投資

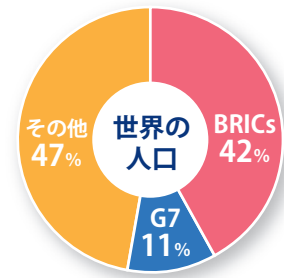
BRICs（ブラジル・ロシア・インド・中国）をはじめとした、高い経済成長が期待される新興国への投資により、資産の成長を目指します。



* 新興国株式の主な投資先です。2009年3月現在、投資対象に含まれる国および地域は、今後変更となる場合があります。

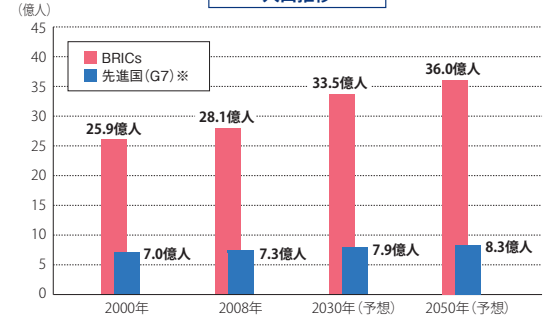
新興国が注目される理由の一つが、人口規模とその増加です。BRICs4か国の人口は、全世界のおよそ42%を占めています。（2008年現在）豊富な労働力と膨大な消費地を国内に抱えていることで、今後の成長が期待されています。

人口 世界人口（2008年現在）



※G7：アメリカ、日本、ドイツ、イギリス、フランス、カナダ、イタリア
出所：国連人口基金（UNFPA）「世界人口白書（2008）」より
第一フロンティア生命作成

人口推移

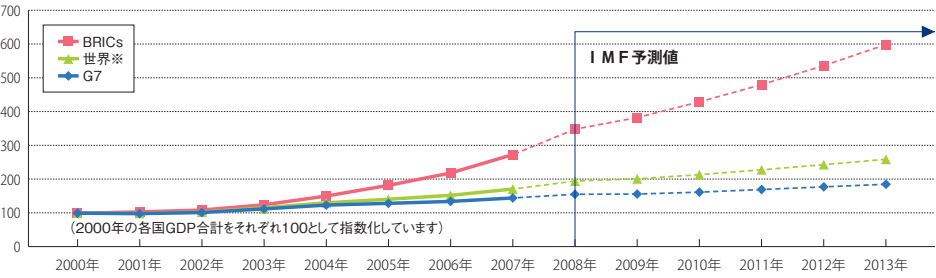


出所：U.S. Census Bureau 「International Data Base(2008)」より
第一フロンティア生命作成

GDP

昨今新興国では人口の増加、資本の増加、労働生産性の増加などを起因として高い経済成長を成し遂げ、近年では世界平均を上回る高水準の成長を遂げています。今後も高い成長を維持すると予測されています。

実質GDP（国内総生産）の推移



※「世界」は先進諸国および新興諸国を含めたIMF（国際通貨基金）定義の「World」を構成する173か国を合計して指数化しています。
出所：IMF 「World Economic Outlook DataBase, October 2008」より第一フロンティア生命作成

運用期間満了時のお受取り

運用成果としての年金原資は、さまざまな受取方法の中から、お客さまのライフプランにあった方法を選択できます。また、ご契約時に選択いただいた年金種類・年金受取期間は、年金支払開始日前であれば変更することができます。（お受取方法については年金支払開始日の1か月前までにご案内します。）

⚠️ ご注意ください

この保険の年金額は、ご加入時点で定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は、年金支払開始日の前日末の積立金額または年金原資保証金額のいずれか大きい額をもとに、年金受取開始時点の基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて計算され算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。なお、年金支払開始日以後は、一般勘定にて資産の運用を行うため、年金受取期間中は年金額が変動せず一定となります。

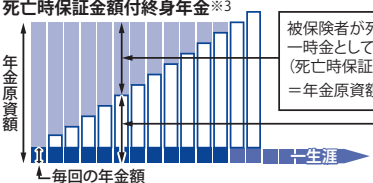
年金受取※1

確定年金※2



一定期間、年金をお受け取りいただけます。年金受取期間は、3年～7年（1年きざみ）、10年～40年（5年きざみ）から選択できます。
年金受取期間中に被保険者が死亡された場合、残りの年金受取期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受け取りに代えて、年金を継続して受け取ることもできます。

死亡時保証金額付終身年金※3



被保険者が死亡された場合の一時金としての受取額（死亡時保証金額）
＝年金原資額－年金受取総額

被保険者が生存している限り、一生にわたって年金をお受け取りいただけます。死亡時保証期間（年金支払開始日から年金受取総額が初めて年金原資額以上となる年金支払日の前日までの期間）中に被保険者が死亡された場合、死亡時保証金額（年金原資額－年金受取総額）をお支払いします。したがって、年金を継続してお支払いするお取扱いはありません。

10年保証期間付終身年金※4



被保険者が生存している限り、一生にわたって年金をお受け取りいただけます。保証期間中に被保険者が死亡された場合、残りの保証期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受け取りに代えて、年金を継続して受け取ることもできます。
※早期に被保険者が死亡された場合、年金受取総額が年金原資額を下回る可能性があります。

一括受取



一括受取（年金原資額の一時支払）

まとまった資金をお受け取りになれます。
※年金受取開始時に選択されている年金種類が確定年金の場合に取り扱います。
※ご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。

- ※1.年金支払開始日における年金額が30万円に満たない場合は、年金のお受け取りに代えて、年金原資額を契約者にお支払いします。
- ※2.確定年金の場合、年金のお受け取りに代えて、年金受取期間の残存期間に対応する未払年金の現価を一括でお受け取りいただくことができます。（未払年金の一括払）
- ※3.死亡時保証金額付終身年金の場合、年金のお受け取りに代えて、死亡時保証期間の最後の年金支払の前に限り、残存期間の未払年金に対応する責任準備金を一括でお受け取りいただくことができます。（未払年金の一括払）この場合、死亡時保証期間経過後に被保険者が生存されている場合は、年金を継続してお支払いします。なお、未払年金の一括払を受けた後に被保険者が死亡された場合および死亡時保証期間経過後に被保険者が死亡された場合には、この契約は消滅し、死亡時保証金額の支払いはありません。
- ※4.10年保証期間付終身年金の場合、年金のお受け取りに代えて、保証期間の残存期間に対応する未払年金の現価を一括でお受け取りいただくことができます。（未払年金の一括払）この場合、保証期間経過後に被保険者が生存されている場合は、年金を継続してお支払いします。なお、10年保証期間経過後に被保険者が死亡された場合にはこの契約は消滅します。

参考 年金原資額が1,000万円であった場合の年金額・年金受取総額の概算値

年金開始年齢	確定年金				死亡時保証金額付終身年金		10年保証期間付終身年金	
	5年	10年	15年	20年	男性	女性	男性	女性
60歳	約202万円	約103万円	約71万円	約54万円	約36万円	約32万円	約42万円	約34万円
70歳	【約1,011万円】	【約1,039万円】	【約1,067万円】	【約1,096万円】	約44万円	約39万円	約55万円	約45万円

※ 金額は1万円未満切捨てにより表示しています。 ※ 確定年金の [] 内数値は年金受取総額です。

⚠️ ご注意ください

例示している金額は、2009年4月現在の基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づき算出したものです。実際の年金額は受取開始時点の基礎率などにより新たに計算されますので、経済情勢、平均寿命の変化などにより、基礎率などが変更された場合には、例示している年金額を大きく下回る可能性があります。

運用期間10年超の場合の年金原資額の保証のしくみ

契約時に定めた運用期間が10年を超える場合、年金原資保証金額は、最低受取保証額に、運用期間に応じて基本保険金額（一時払保険料相当額）の1%～10%を加えた金額になります。運用期間満了時の年金原資額は、積立金額と年金原資保証金額のいずれか大きい金額となります。

年金原資保証金額

=

最低受取保証額

+

基本保険金額
(一時払保険料相当額)

×

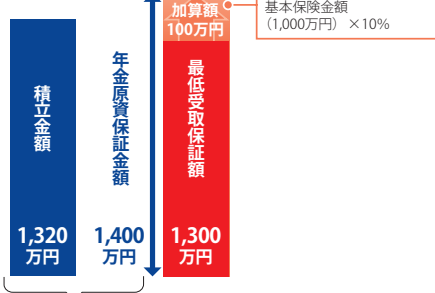
運用期間に応じた下記の率

運用期間	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
率	1%	2%	3%	4%	5%	6%	7%	8%	9%	10%

※ 運用期間の指定に際して、年金受取開始年齢（＝契約年齢＋運用期間）の上限は90歳となります。

【ご契約例】 一時払保険料1,000万円、運用期間20年、
運用期間満了時の積立金額が1,320万円の場合
(運用期間中にステップアップ保証率が130%まで到達)

- 運用期間中にステップアップ保証率が130%に到達しているため最低受取保証額は1,300万円となります。
- 運用期間が20年の場合、年金原資保証金額には運用期間に応じた加算があります。加算額は100万円（基本保険金額1,000万円の10%）です。
- 年金原資保証金額は最低受取保証額と加算額の合計である1,400万円となります。
- 年金原資額は、積立金額（1,320万円）と年金原資保証金額（1,400万円）のいずれか大きい金額となりますので、この場合には1,400万円が年金原資額となります。



運用期間に応じた加算額
基本保険金額
(1,000万円) × 10%
加算額 100万円
最低受取保証額 1,300万円
年金原資保証金額 1,400万円
積立金額 1,320万円
年金原資額はいずれか大きい金額となります。

⚠️ ご注意ください

- 運用期間が10年を超える契約の場合、年金原資額について最低受取保証額を超える金額が最低保証されますが、死亡給付金の最低保証額は最低受取保証額となります。そのため、死亡給付金額は年金原資保証金額（年金原資の最低保証額）を下回ることがあります。
- 運用期間中に解約・減額された場合の解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払保険料相当額を下回る場合があります。（運用期間中年金支払移行特約により年金移行する場合においても、年金原資額となるのは解約返還金額であるため同様です。）
- 年金原資額が保証されるのは運用期間満了時のみとなります。

運用期間中の年金移行のお取扱い（運用期間中年金支払移行特約）

契約日から1年経過以後、ご契約者からのお申出により、いつでもその時点の解約返還金額を年金原資額として、年金受取を開始することができます。

⚠️ ご注意ください

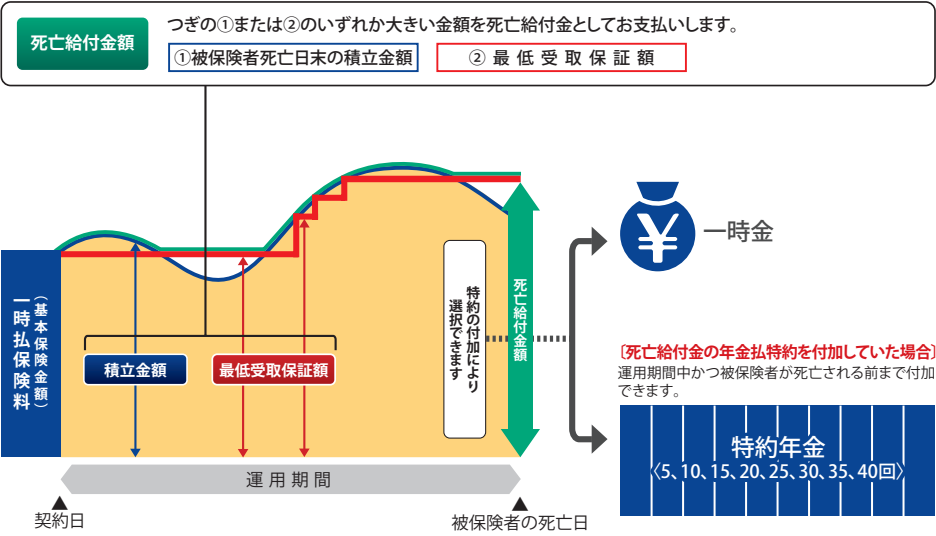
運用期間にかかわらず、運用期間中に年金移行する場合には、年金原資額の最低保証はありませんので、年金原資額が一時払保険料相当額を下回る場合があります。また、契約日から10年未満で年金移行する場合の年金原資額は、積立金額から解約控除が差し引かれた金額となります。

万一の場合のお取扱い(死亡保障のしくみ)

運用期間中に被保険者が死亡された場合には、運用実績にかかわらず最低受取保証額が死亡給付金として最低保証されるほか、資産をのこしたい人をあらかじめ指定しておけるなど、保険ならではの特徴があります。

運用期間中

■被保険者が死亡された場合には、あらかじめ指定した死亡給付金受取人に死亡給付金が支払われます。



⚠️ ご注意ください 責任開始期から3年以内の自殺※など、死亡給付金をお支払いできない場合があります。
※この場合、被保険者の死亡した日末の積立金額をご契約者にお支払いします。

〈死亡給付金の年金払特約のお取扱い〉
死亡給付金の年金払特約を付加した場合、その受取人が死亡給付金を一時金にかえて、年金でお受け取りいただけます。特約年金の支払回数は、5、10、15、20、25、30、35、40回の中から選択いただけます。支払事由発生前に限り、ご契約者からのお申出により特約年金の支払回数は変更可能です。

※この特約は、運用期間中かつ被保険者が死亡される前まで付加できます。支払事由発生後には付加できません。
※受取人は、特約年金の受取期間中、将来の特約年金のお受け取りにかえて、特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求いただくことも可能です。
※特約年金の最低額は受取人一人あたり30万円で、これに満たない場合は一時金でお支払いします。
※特約年金額は、この特約の付加時点で定まるものではありません。特約年金額は、主契約の死亡給付金額をもとに、死亡給付金の支払事由が発生した時点の基礎率など(予定利率など)に基づいて計算され算出されます。
※特約年金でのお受け取りをご選択いただく場合、年金支払回数については、特約年金受取人全員が同一となります。

参考 生命保険を活用した3つの相続準備

遺産分割準備～死亡給付金受取人を指定することができます～
あらかじめ指定した受取人が**固有の財産**として受け取ることができますので、遺産分割において遺言と同様の効果があります。

現金の確保～万一の場合の支出に備えることができます～
相続手続きが終わらなくとも、あらかじめ指定した受取人が、死亡給付金を**「現金」**で受け取ることができます。

相続財産評価～死亡保険金の非課税枠が適用できます～
契約者と被保険者が同一人の場合、相続人が受け取る死亡給付金は、他の生命保険金などと合算のうえ、一定額までが**非課税**となります。

死亡保険金の非課税枠＝500万円×法定相続人の数(相続税法第12条)

⚠️ ご注意ください ここに記載の税制上のお取扱いは2009年4月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。
また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

年金受取開始後

■年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した**後継年金受取人**が引き続き年金を受け取ることができます。(後継年金受取人が指定されていない場合は、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります。)

■被保険者が死亡された場合には、年金受取人はつぎのいずれかを選択することができます。※

①残余年金受取期間(10年保証期間付終身年金の場合は残余保証期間)の**未払年金現価の一括受取**
②残余年金受取期間(10年保証期間付終身年金の場合は残余保証期間)の**年金の継続受取**

※死亡時保証金額付終身年金には、このお取扱いはありません。死亡時保証期間中に被保険者が死亡された場合には、死亡時保証金額(年金原資額からすでに支払われた年金の合計額を差し引いた金額)を年金受取人にお支払いします。なお、死亡時保証金額には死亡保険金の非課税枠は適用されません。

お客さまにご負担いただく費用

この保険にかかる費用は、運用期間中は「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額、年金受取期間中は「保険契約関係費（年金管理費）」となります。
ただし、契約日から10年未満の解約時などには、この他に「解約控除」がかかります。

ご契約時

ご契約時に契約者にご負担いただく費用はありません。

運用期間中

■ すべてのご契約者にご負担いただく費用

項 目	費 用	時 期
保険契約関係費 死亡給付金・年金原資の最低保証や ご契約の締結・維持などに 必要な費用です。	特別勘定の資産総額に対して 年率 2.98%	左記の年率の 1/365を積立金から 毎日控除します。
資産運用関係費※1 運用にかかわる費用として、 投資対象となる投資信託にかかる 信託報酬などです。	信託報酬は、投資信託の資産総額に対して 年率 0.1995%程度※2(税抜0.19%程度) ※2 本投資信託は「ファンド・オブ・ファンズ」であるため 本投資信託の信託報酬0.127575% (税抜0.1215%)と その投資対象であるほかの投資信託の信託報酬 0.071925%程度 (税抜0.0685%程度)の合計となります。	左記の年率の 1/365を投資信託の 信託財産から毎日控除します。

※1 上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券の売買委託手数料および消費税などを間接的にご負担いただくことがあります。
なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率が変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は2009年4月現在の数値であり、運用会社により今後変更される場合があります。

■ 特定のご契約者にご負担いただく費用

項 目	費 用	時 期
解約控除 契約日から10年未満の運用期間中に 解約・減額または 「運用期間中年金支払移行特約」を 付加した場合にかかる費用です。	基本保険金額 (減額の場合は減額する部分の基本保険 金額) に経過年数別の解約控除率を乗じた金額 (注) 解約控除率は下記【別表】参照	解約・減額または「運用期間中年金支払 移行特約」を付加した時の積立金から 控除します。

【別表】解約控除率

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約控除率	7.0%	6.3%	5.6%	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%	0.0%

* 解約返還金額 (基本保険金額の減額をした場合の減額分の解約返還金も同様) は、つぎのとおり計算されます。

解約返還金額 = 解約日末の積立金額 - 解約日末の基本保険金額 × 解約控除率

年金受取期間中

項 目	費 用	時 期
保険契約関係費※ (年金管理費) 年金支払管理に必要な費用です。	受取年金額に対して 1.0%	年金支払開始日以後、 年金支払日に控除します。

※年金額は、年金支払開始日以後、年金 (死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます。) の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費 (年金管理費) は2009年4月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金受取開始時点の保険契約関係費 (年金管理費) は年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金の年金払特約」および「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。

税務のお取扱いについて

ここに記載の税制上のお取扱いは2009年4月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

ご契約時

お払いいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の生命保険料控除の対象となります。
* 個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。

生命保険料控除の適用条件	契約者 (保険料負担者) が納税者本人であり、死亡給付金の受取人が、本人か配偶者またはその他の親族 (6親等以内の血族および3親等以内の姻族) であること。
--------------	--

運用期間中

■ 解約・減額時の差益に対する課税

解約・減額時の年金の種類	契約日から5年以内の解約・減額	契約日から5年超の解約・減額
確定年金	20%源泉分離課税	所得税 (一時所得※1) + 住民税
死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金	所得税 (一時所得※1) + 住民税	

■ 死亡給付金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	契約者	被保険者	死亡給付金 受取人	
保険契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税※2※3
保険契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税 (一時所得※1) + 住民税
保険契約者、被保険者、 死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税※2

年金受取期間中

■ 年金原資額の一括受取時の課税
所得税 (一時所得※1) + 住民税の課税対象となります。* 契約者と受取人が異なる場合、一括受取額に対し贈与税が課税されます。
■ 年金受取時の課税

年金の種類	年金のお受取時	未払年金の一括受取の場合
確定年金	所得税 (雑所得※4) + 住民税	所得税 (一時所得※1) + 住民税
死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金		所得税 (雑所得※4) + 住民税

* 契約者と受取人が異なる場合、年金受取開始時に別途、年金受給権の評価額に対して贈与税が課税されます。

■ 死亡時保証金額受取時の課税 * 死亡時保証金額は被保険者死亡時に年金受取人 (年金受取人が被保険者の場合は後継年金受取人) に支払われます。

契約形態	契約例				課税の種類
	契約者	被保険者	年金 受取人	後継年金 受取人	
被保険者と年金受取人が別人の場合	A	B	A	—	所得税 (一時所得※1) + 住民税
被保険者と年金受取人が同一人の場合	A	A	A	B	相続税※3

※1 一時所得の課税対象
一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円の特別控除があります。
特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

※2 被保険者が死亡される前に死亡給付金の年金払特約が付加されており、年金で受け取る場合には、年金受取にかかわる権利の評価額 (相続税法第24条) が課税対象となります。なお、その後の年金については、雑所得の課税対象となります。

確定年金の場合、年金受取総額 (年金額×残存期間) に 右表の割合を付けた金額が課税上の評価額となります。	残存期間	5年以下	5年超 10年以下	10年超 15年以下	15年超 25年以下	25年超 35年以下	35年超
	課税評価割合	7割	6割	5割	4割	3割	2割

※3 受取人が被保険者の相続人の場合、「500万円×法定相続人の数」を限度として非課税枠 (相続税法第12条) が適用されます。ただし、死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額には非課税枠は適用されません。

※4 雑所得としての課税対象は、つぎの算式で計算されます。
$$\begin{aligned} \text{雑所得の} &= \text{受取年金額} - \text{受取年金額} \times \frac{\text{既払込保険料合計}}{\text{年金の受取総額}} \times \left(\frac{\text{小数点第3位}}{\text{以下切上げ}} \right) \\ \text{課税対象額} & \end{aligned}$$

* 死亡時保証金額付終身年金の場合：年金原資額または年金受取総額見込額
のいずれか大きい額、10年保証期間付終身年金の場合：年金受取総額見込額

ご注意いただきたい重要なお知らせ

この商品は クーリング・オフ制度 の対象です	お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金をお払いいただいた日のいずれか遅い日から起算して8日以内（土日、祝祭日、年末・年始などの休日を含みます。）であれば、第一フロンティア生命あての書面（消印有効）での郵便によるお申出によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合、お払いいただいた金額を全額お返しいたします。（募集代理店では受付できません。）
保障の責任開始期について	ご契約はお申込みと第一フロンティア生命の承諾によって成立します。この場合、 一時払保険料を第一フロンティア生命が受け取った時から保険契約上の保障が開始 されます。
死亡給付金などをお支払い できない場合があります	責任開始期から3年以内の自殺※など、死亡給付金をお支払いできない場合があります。 ※この場合、被保険者の死亡した日末の積立金額をご契約者にお支払いします。
一時払保険料の 特別勘定による 運用の開始時期について	責任が開始される日（一時払保険料を第一フロンティア生命が受け取った日）から起算して8日後となる日または第一フロンティア生命が保険契約のお申込みを承諾した日のいずれか遅い日末に一時払保険料を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用を開始します。
契約日について	契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。

主な投資リスクについて

株価変動リスク	株価が国内外の政治・経済・社会情勢の変化などの影響を受け下落するリスクをいいます。一般に、株価が下落した場合、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。
金利変動リスク	金利変動により債券価格が下落するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。
為替変動リスク	外国為替相場の変動により外国通貨建資産の価格が下落するリスクをいいます。一般に、外国為替相場が対円で下落（円高）した場合、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。
信用リスク	株式や公社債などの発行体が経営不振などの理由により、利息や償還金を決められた条件で支払うことができないリスクをいいます。一般に、このような場合、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。
新興国への投資リスク	新興国の経済状況は先進国経済に比較して脆弱である可能性があり、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高などの悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更などにより証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。一般に、このような場合、有価証券や為替相場が先進国より大きく変動し、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。

新興国株式および新興国債券への投資について

新興国株式	新興国の株式のパフォーマンスを表す指標であるMSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み）の動きを概ね捉えることを目指した運用を行います。この指標の投資対象はBRICs（ブラジル、ロシア、インド、中国）諸国株式のほか、韓国、台湾、南アフリカなど23か国の株式となっています。（2009年3月末現在。投資対象国は今後変動する可能性があります。）
新興国債券	新興国の米ドル建債券のパフォーマンスを表す指標であるJPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の動きを概ね捉えることを目指した運用を行います。この指標の投資対象は、S&PもしくはMoody'sの外国通貨建長期格付けがBBB+もしくはBaa1以下となる、ブラジル、ロシア、メキシコ、トルコなど15か国の国債（米ドル建）となっています。 ただし、当ファンドでは、一定の信用リスクを排除してファンドの安定性を高めるため、外国通貨建長期格付けがBB+もしくはBaa3以上となる10か国の国債を投資対象とします。（2009年3月末現在。投資対象国は今後変動する可能性があります。）

主なお取扱いについて

基本保険金額 （一時払保険料）		200万円以上5億円以下（1万円単位） ※同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の変額年金保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して5億円を超えることはできません。
運用期間		10年～20年から選択（年金受取開始年齢（＝契約年齢＋運用期間）の上限は90歳となります。）
契約年齢		0歳～80歳（ご契約日における被保険者の満年齢）
年金受取 開始年齢	確定年金	10歳～90歳 ※年金受取期間の満了日は、被保険者の年齢が105歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。 （年金受取開始年齢＋年金受取期間≦105歳）
	死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金	50歳～90歳
年金受取人		保険契約者または被保険者から指定
死亡給付金受取人		被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定
後継年金受取人		被保険者、被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 ※後継年金受取人は1名のみ指定できます。
年金種類の変更		年金支払開始日前に限り、年金種類の変更（確定年金、死亡時保証金額付終身年金および10年保証期間付終身年金いずれかへの変更）を取り扱います。
年金受取期間の変更		年金支払開始日前に限り、年金受取期間（回数）の変更を取り扱います。（確定年金のみ）
年金支払開始日の変更		取り扱いません。 ※「運用期間中年金支払移行特約」の付加により1年経過以後、任意の時期からの年金受取開始を取り扱います。
保険料の払込方法		一時払のみ取り扱います。
解約		解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。
基本保険金額の 変更	増額	取り扱いません。
	減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。 ただし、減額後の基本保険金額が200万円以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。 減額後の最低受取保証額は、減額後の基本保険金額にステップアップ保証率を乗じた金額となります。